

新 労 発 基 0423 第 4 号
令 和 7 年 4 月 23 日

関係団体の長 殿

新 潟 労 働 局 長
(公印省略)

令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各労働災害防止団体等と連携して取り組んできたところです。

昨年 1 年間の新潟県内の職場における熱中症の発生状況を見ますと、死亡災害の発生はなく休業 4 日以上之死傷者も 18 人となっており、令和 5 年と比較し 22 件の減少となりました。

しかし、全国の職場における熱中症の発生状況では、休業 4 日以上之死傷者は 1,195 人となり、そのうち 30 人が亡くなられている状況にあり、熱中症の重篤化を防止するため、令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行され職場における熱中症対策が強化されます。（別添 1）

新潟県内においても夏季の気温は毎年上昇傾向にあることから、各事業場の熱中症に関する積極的な取り組みが重要となっております。

令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を別添 2 のとおり実施しますので、貴団体におかれましても、改正労働安全衛生規則及び令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

- ・別添 1 「令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されます」
職場における熱中症対策の強化について
- ・別添 2 令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱

- ・別添3 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- ・別添4 令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和7年1月7日時点速報値）（全国）
- ・別添5 令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（新潟県）

○新潟労働局ホームページに別添1～別添5の資料を掲示しています。

『新潟労働局 職場における熱中症予防対策』で検索してください。

担当

労働基準部健康安全課

石鍋

TEL 025-288-3505